

# 上田西部地域協議会会議次第

平成20年5月15日(木) 19:00

上田市西部公民館2階講義室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 会議事項

(1) 地域交通活性化プランについて(地域交通政策課)

(2) わがまち魅力アップ応援事業審査基準について(まちづくり協働課)

(3) 意見書に対する回答について

(4) 次回会議開催について

時 間 平成19年 月 日( ) 時 分から

場 所

## 4 その他

## 5 閉 会

(趣旨)

第1条 この告示は、市民自らが創意工夫し、多くの市民の参加による住民交流を促進し、上田市の一体感を醸成する特色あるまちづくりや、地域資源を活用し地域の価値を高めることにより、ふるさとに夢と誇りを持ち、コミュニティを活性化させる个性的な地域づくりを推進するため、市民の団体が取り組む事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 5人以上の市民で構成される団体であること。
- (2) 主に市内で事業を実施する団体であること。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的としない団体であること。
- (4) 設立趣旨、活動内容等から、補助の対象として不適当と認められない団体であること。

(対象事業、対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助額は、次のとおりとする。ただし、当該年度に国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となる事業、政治、宗教又は営利を目的とする事業その他市長が適当でないとする事業については、補助金の交付の対象としない。

対象事業	対象経費	補助額
個性あるふるさとづくり支援事業	自治会又は上田市自治会連合会地区連合会が主体的に行う継続性のある事業で、地域資源を活用し、地域の価値を高めることによりコミュニティの活性化を図ることを目的とするものの実施に要する経費	150万円以内
特色あるまちづくり支援事業	まちづくりに熱意及びアイデアを持つ住民が自主的に計画し、及び実施する事業で、不特定多数の者の利益又は社会の利益につながるものの実施に要する経費	100万円以内
備考		
1 対象経費の算定においては、事業の実施につき、その他の特定財源がある場合は、当該額を対象経費から除算するものとする。 2 次に掲げるものは、補助金の対象経費としない。 (1) 団体の事務所等を維持するための経費 (2) 団体の経常的な事業に要する経費 (3) 団体の構成員による会合の飲食費 (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼 (5) 不動産の取得費 (6) 公租公課等の経費 (7) その他市長が不適当と認める経費		

(選考申込書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する申請書の提出に先立ち、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金選考申込書（以下「選考申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の審査及び交付の内示)

第5条 市長は、前条の規定による選考申込書の提出があった場合は、事業の実施区域に

応じ、当該区域を対象区域とする地域協議会に事業の審査及び補助金の交付額について意見を求めるものとする。

2 前項の場合において、意見を聴取する地域協議会を定めにくい事業については、各地域協議会の正副会長で組織する上田市地域協議会正副会長会に事業の審査及び補助金の交付額について意見を求めるものとする。

3 市長は、前2項の意見を尊重し、補助金を交付する事業を決定し、補助金の交付額を内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付申請書によるものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 規則第5条第1項第3号の規定による市長の承認を必要とするのは、交付対象経費を20%以上減額する場合とする。

2 前項の変更をする場合は、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金変更承認申請書を提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金実績報告書によるものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付(概算払いを含む。)を受けようとするときは、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付(概算払)請求書を提出して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(上田市元気な地域づくり事業補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示(次項において「廃止告示」と総称する。)は、廃止する。

- (1) 上田市元気な地域づくり事業補助金交付要綱(平成13年上田市告示第22号)
- (2) 丸子町住民提案型事業補助金交付要綱(平成17年丸子町告示第22号)
- (3) 真田町地域づくり活動助成事業実施要綱(平成10年真田町告示第149号)
- (4) 特色ある地域づくり事業実施要綱(平成10年真田町告示第149号)

(廃止告示に係る経過措置等)

3 この告示の施行の日の前日までに廃止告示の規定に基づき交付決定を受けた補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

4 廃止告示の規定に基づき既に補助金の交付を受けたことのある事業については、この告示の規定に基づく補助金を交付しない。ただし、平成19年度において、丸子町住民提案型事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けている事業のうち、同要綱に基づく補助金の交付が通算して3回に満たないものについては、この限りでない。

(趣旨)

第1条 この要領は、補助金等交付規則(平成18年規則第46号。以下「規則」という。)及び上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付要綱(平成20年上田市告示第47号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる団体)

第2条 要綱第2条に規定する団体は、実効性のあるまちづくり事業を実践する団体とする。ただし、個性あるふるさとづくり応援事業については自治会、または上田市自治会連合会地区連合会を対象とする。

(対象となる事業)

第3条 要綱第3条に規定する事業は次に掲げる事業とする。

- (1) 市民が自ら総意工夫し実施する事業
- (2) 地域課題に対する的確に対応できる事業
- (3) 年度内に実績報告書を提出できる事業

2 要綱第3条に規定する個性あるふるさとづくり応援事業は次に掲げる事業とする。

- (1) 自治会等の総意により決定した地域資源活用テーマによる事業
- (2) 継続性のある事業

3 要綱第3条に規定する特色あるまちづくり応援事業は、公益性の高い事業とする。

4 要綱第3条に規定する適当でないとする事業は次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 実質的に完了した事業
- (2) 同一団体による同一年度内における2件目以降の申請事業
- (3) その他、補助することが適当でないとする事業

(補助対象経費)

第4条 要綱第3条に規定する補助金の対象となる経費は、別表1に掲げるとおりとする。

(事業の募集方法及び募集期間)

第5条 事業の募集は、広報うえだ及び上田市ホームページ等にて行い、募集期間は、4月1日から5月末までとする。

2 前項の募集期間のほか各地域自治センターごとに募集期間を定めることができる。

3 要綱第4条に規定する上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金選考申込書は別紙様式1号によるものとする。

第6条 要綱第5条第1項に定める事業の審査及び補助金の交付額については、上田市地域自治センター条例第7条第1項に基づき、意見を聴くものとする。

2 要綱第5条第2項に定める上田市地域協議会正副会長会に会長及び副会長を置くものとし、上田市地域自治センター条例第9条及び第10条第1項、第3項から第5項までの規定は、上田市地域協議会正副会長会について準用する。この場合において、上田市地域自治センター条例第9条第1項、第10条第1項及び第5項中「協議会」とあるのは、「上田市地域協議会正副会長会」と読み替えるものとする。

3 事業の選考方法及び意見を提出する方法は、上田市地域協議会意見等事務処理要領にかかわらず、別に定める選考要領によるものとする。

4 前第1項及び第2項の規定にかかわらず、補助申請額が5万円未満の補助金の申請については、各地域協議会事務局が審査し、その結果を各地域協議会へ報告するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条に規定する申請書は別紙様式2号によるものとする。

2 要綱第6条に規定する補助金変更承認申請書は別紙様式3号によるものとする。

(補助金の配分)

第8条 補助金の交付額について全市枠、地域枠、学生枠を設け、別に定める基準により年度当初に予算額を配分する。

(実績報告及び交付請求)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は別紙様式4号によるものとし、当該実績報告書の提出があったときは、内容を精査するとともに、必要に応じて現地調査をした後、補助金を交付する。

2 補助金の交付(概算払いを含む。)を受けるときは、補助金交付(概算払)請求書(別紙様式5号)を市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する概算払の請求は、交付決定額の80%以内の額とする。

(補助限度額)

第10条 交付を受けた補助金額が要綱第3条に規定する補助額に満たない場合は、個性あるふるさとづくり事業は5回目まで、特色あるまちづくり応援事業は2回目まで申請できるものとする。ただし、補助総額は同条に規定する額とする。

(事業実績の広報)

第11条 事業の成果を市民に広く周知するため、実績を地域協議会に報告するとともに、市広報、ホームページ、マスコミ等によりPRするものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(別表1 第4条関係)

項目	内 容	確認書類
謝金	外部講師や出演者への謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金(行事参加者に対する賞品、参加賞は対象としない)	積算書
旅費・交通費	講師、出演者等の交通費、宿泊費(上田市の基準による)	積算書
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費	積算書
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費	見積書
燃料費	作業等に必要な機材や車両等の燃料費	積算書
通信費	事業の実施、連絡等に要する郵便料等(電話・FAX料を除く)	積算書
保険料	事業の実施に係る保険料	積算書
委託費	事業実施に必要な業務の委託費(対象事業費の1/3以内)	見積書
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料	積算書・ 見積書( )
原材料費	事業に直接必要な原材料費	積算書・ 見積書( )
備品購入費	事業実施に必要な機材・備品の購入費(対象事業費の1/5以内)	見積書

( ) 単価30,000円以上のものは見積書を確認書類とする。

## 平成 20 年度 「わがまち魅力アップ応援事業」 募集のお知らせ

魅力あふれる地域づくりを応援します！

上田市では、自治会や市民活動団体の皆さんが、地域の課題の解決や活性化のために、自主的・主体的に取り組む地域づくり活動を補助金により応援します。

「新生上田市をもっと魅力あふれる元気なまちにしたい」という熱い思いを持つ皆さんからのご応募をお待ちしています。

なお、この制度は、昨年度まで各地域で行っていた制度（上田・武石地域「元気な地域づくり事業補助金」、丸子地域「住民提案型事業補助金」、真田地域「地域づくり活動事業補助金」）の統合・リニューアルにより本年度からスタートするものです。

### 制度の概要

#### 1 個性あるふるさとづくり応援事業（自治会対象）

対象者	自治会・地区自治会連合会
対象となる事業	自治会の皆さんが、地域の自然環境・景観・歴史・文化・民俗芸能などの資源を掘り起こし、地域の価値を高め、創出することにより、ふるさとに誇りや夢を持ち、コミュニティの活性化と地域の一体感の醸成に寄与する継続性のある事業
地域資源	有形無形を問わず 1 地域 1 テーマの登録制
対象経費	裏面参照
補助限度額	1 5 0 万円
補助率	補助対象経費の 100%助成
補助期間	5 年以内（補助総額 150 万円以内）
テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「蛭飛び交う環境にやさしいまち 自治会」 用水路の環境整備等を自治会で協力して行い蛭を復活させ、飛び交う時期には蛭を見ながらの交流会を行う等の事業</li> <li>・「歴史の薫る町並みを生かしたまち 自治会」 街並みに花を植え育て、町並みを活用したイベント等の開催によるコミュニティの活性化事業</li> <li>・「桜街道の道づくりの里 自治会」 次世代を見据えて自治会内道路の両側に桜の木を植え育て、開花時には、写生大会や花見会等を行って交流を図る事業</li> </ul>

#### 2 特色あるまちづくり応援事業（市民活動団体対象）

対象者	5 人以上でまちづくりを行う市民活動団体
対象となる事業	まちづくりに熱意やアイデアを持つ市民の皆さんが、地域の課題の解決や世代間・地域間交流を目的に参加者を限定せずに行う上田市の魅力のアップに寄与する事業
対象経費	裏面参照
補助限度額	1 0 0 万円
補助率	補助対象経費の 100%助成
補助期間	2 年以内（補助総額 100 万円以内）
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーマを決めて行う地域間や世代間の連帯感を高める手づくりイベント事業</li> </ul>

- ・市のイベント等に併せて効果的に行われる自主企画事業
- ・大勢の参加を呼びかけて実施するスポーツ・レクリエーション等の交流事業など

**補助対象経費** (ただし、総事業費から参加者負担金等の収入を除きます。)

項目	内容
謝金	外部講師や出演者への謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金 (行事参加者に対する賞品、参加賞は対象としない)
旅費・交通費	講師、出演者等の交通費、宿泊費 (上田市の基準による)
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
燃料費	作業等に必要な機材や車両等の燃料費
通信費	事業の実施、連絡等に要する郵便料等 (電話・FAX料を除く)
保険料	事業の実施に係る保険料
委託費	事業実施に必要な専門的な業務の委託費 補助額は補助対象経費総額の1/3を上限とする。
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料
原材料費	事業に直接必要な原材料費
備品購入費	事業実施に必要な機材・備品(価格が3万円以上で5年以上使用する物品)の購入費 補助額は補助対象経費総額の1/5を上限とする。

印刷製本費、委託費、備品購入費、及び単価が3万円以上の使用料・賃借料、原材料費等については、申請時に見積書の添付が必要となります。

#### 補助対象外経費

- ・団体の事務所等を維持するための経費
- ・団体の経常的な事業に要する経費
- ・団体の構成員の飲食費
- ・団体の構成員に対する人件費、謝礼
- ・不動産取得費
- ・公租公課 等

#### 補助対象外事業等

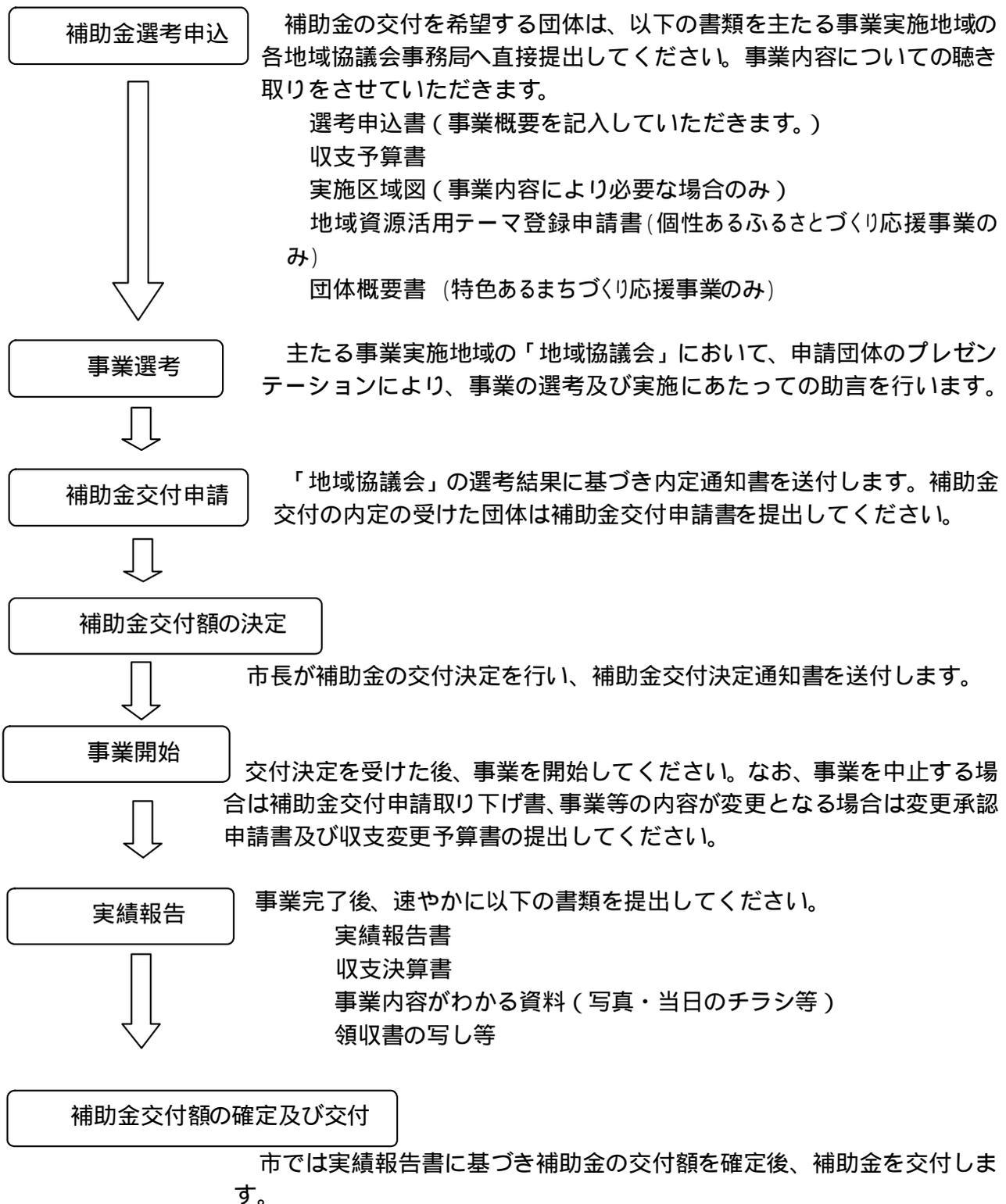
- (1) 政治、イデオロギー、宗教、営利などを目的とする事業
- (2) 実質的に完了した事業(事業開始は原則として補助の交付決定後とする。)
- (3) 同一年度に国・県、及び市の他の制度による補助実績または見込のある事業
- (4) 「個性あるふるさとづくり応援事業」においては、計画時において5年以上の継続性が認められない事業
- (5) 「特色あるまちづくり応援事業」においては、申請団体の構成員のみの活動にとどまる事業
- (6) 「特色あるまちづくり応援事業」においては、各地域における統合前制度(上田・武石地域「元気な地域づくり事業補助金」、丸子地域「住民提案型事業補助金」、真田地域「地域づくり活動事業補助金」)の補助を受けた事業

丸子地域「住民提案型事業補助金」の補助期間内の事業については、対象となります。

(7) 一団体への補助は一年度あたり一件とする。

**申込から交付までの流れ** (下記内容は、各地域協議会により異なる場合があります。)

**募集案内** 3月に広報うえだ及び上田市ホームページ、公的施設でのチラシ、協議会報等でお知らせします。



**応募方法**

所定の選考申込書等に必要事項を記入のうえ、下記の申込先となる地域協議会事務局に直接提出してください。

**募集期間**

第1次募集：平成20年4月1日（火）～平成20年5月30日（金）  
 （状況により8月以降に追加募集を行います。）

**お問合せ・申込先**

主たる事業実施地域	選考機関	申込先 (地域協議会事務局)	連絡先
全市域	地域協議会正副会長会	まちづくり協働課	22-4100 内線 1354
東部地区、南部地区、中央地区、 北部地区及び神川地区	上田中央地域協議会	中央公民館	22-0760
西部地区、塩尻地区	上田西部地域協議会	西部公民館	27-7544
城下地区、川辺・泉田地区	上田城南地域協議会	城南公民館	27-7618
神科地区、豊殿地区	神科・豊殿地域協議会	豊殿地域自治センター	35-2939
東塩田地区、中塩田地区、 西塩田地区、別所温泉地区	塩田地域協議会	塩田地域自治センター	38-3000
川西地区	川西地域協議会	川西地域自治センター	31-2002
丸子地域	丸子地域協議会	丸子地域自治センター 地域振興課	42-1011
真田地域	真田地域協議会	真田地域自治センター 地域振興課	72-2202
武石地域	武石地域協議会	武石地域自治センター 地域振興課	85-2824



申込年月日	平成 20 年 4 月 1 日		受付番号	
補助区分 (どちらかに 印)	① 個性あるふるさとづくり応援事業 ( 1 年目・2 年目・3 年目・4 年目・5 年目 )		② 特色あるまちづくり応援事業 ( 1 年目 ・ 2 年目 )	
団体の名称	(リガナ) マルマルジチカイ 自治会	団体の 代表 者	(リガナ) サナダ ユキムラ 自治会長 真田 幸村 ⑤	
代表者の住所 等	〒 386 - 上田市 1 1 1 1 1 TEL ( 22 ) FAX ( 22 )			
連絡責任者	(リガナ) サルトビ サスケ 氏名 猿飛 佐助 住所 〒 386 - 上田市 2 2 2 2 2 TEL ( 22 ) FAX ( 22 ) Eメールアドレス: ueeda@city.ueda.nagano.jp			
事業名	城をはじめとする歴史遺産を活かしたふれあいの里 自治会			
事業実施場所	自治会	参加者の範囲 (対象・人数等)	自治会会員	
事業の目的及 び期待される 効果	現在、 地域では宅地造成が進み居住人口が増加した一方で、コミュニケーション活動が低下し、自治会の行事や祭事への参加・関心が低下している。 地域には 城のほか戦国時代からの史跡が数多く残るが、これらは後世に伝えていくべき歴史遺産であるため、地域の中でこれらの歴史を学び・伝えることにより、住民がその価値を再認識し、地域への愛着や一体感を醸成する。			
事業実施期間	事業開始予定日 事業完了予定日 平成 20 年 7 月 1 日 ~ 平成 20 年 12 月 日			
事業内容 (方法・スケ ジュール等)	7月 地域の歴史や史跡にまつわる講演会の開催 ・ 外部講師を招き実施する。 8月~9月 史跡巡りのための遊歩道の整備 ・ 立木伐採、除草を行い、丸太階段、歩道両脇にロープによる柵を設置する。 10月 遊歩道活用による史跡巡りイベントの開催(ウォークラリーなど)			
当該年度の他の 補助金助成実績 または見込	有 ・ ⑤ 無	実施地区内の合 意形成	⑤ 有 ・ 無	
特にアピール したい事業の 特徴	住民皆で楽しめる史跡巡りイベントの開催などにより、親睦を深めながら、地域の歴史を学び、地域の連帯感を高めたい。			

来年度以降の事業の取組	地域の歴史をまとめた史跡マップを作成し、史跡巡りイベント等において活用する。
-------------	--

印は記入不要

添付書類	収支予算書(別紙 1)	事業実施区域図(事業内容により必要な場合)
	団体概要書 (特色あるまちづくり応援事業のみ)	地域資源活用テーマ登録申請書(別紙 2) (個性あるふるさとづくり応援事業のみ)

上田市わがまち魅力アップ応援事業 収支予算書  
団体名

記入例

事業名					
科目	金額(円)	積算内訳			
収入	参加者負担金	50,000	1,000円×50人		
	寄付金				
	当該補助金	316,000			
	自己資金	134,000			
	合計	500,000			
支出	補助対象経費	A	原材料費	80,000	材木、ロープ、杭等 (別紙・積算内訳書のとおり)
			消耗品費	21,000	事務用消耗品、草刈刃等
			謝金	14,000	講師謝金 2人×7,000円
			旅費・交通費	5,000	講師旅費 2人×2,500円
			使用料及び賃借料	15,000	草刈機 8台、チェーンソー2台×1500
			印刷製本費	10,000	講演会、史跡巡りイベントチラシ 各 600部 (別紙・見積書のとおり)
			通信費		
			燃料費	5,000	草刈機、チェーンソー燃料
			保険料		
			委託費	見積額 150,000	補助上限額(C×1/3) 116,000
	B	備品購入費	見積額 50,000	補助上限額(C×1/5) 50,000	草刈機 1台購入 (別紙・見積書のとおり)
			A+B 350,000	補助対象額(A+D) 316,000	左記のうち補助希望額 同左
	補助対象外経費	C	小計		
			人件費		
食糧費			150,000	会議用お茶菓子代、講演会・史跡巡りイベント時打上代	
E		小計	150,000		
総事業費(C+E)		500,000			

積算内訳欄にそれぞれの科目ごとの品名または用途と積算内訳(記載例:講師謝金 2人×7,000円等)を記入のこと。本紙に記入しきれない場合は、別紙・積算内訳書(任意様式)を添付のこと。

委託費の補助額は、補助対象経費総額(C)の1/3を上限とする。

備品とは1個または1組の価格が3万円以上かつ5年以上使用する物品のことで、補助額は補助対象経費総額(C)の1/5を上限とする。

委託費・印刷製本費・備品購入費及びその他単価3万円以上の物品等については、見積書を添付のこと

別紙 2 (別紙様式第 1 号関係)

## 地域資源活用テーマ登録申請書

(個性あるふるさとづくり応援事業のみ)

平成 年 月 日

(申請先) 上 田 市 長

地区自治会連合会・自治会名 自治会 (印)

代表者住所 上田市 1111 - 1

代表者氏名 真田 幸村 (印)

電話番号 ( 2 2 )

1 地区 1 価値の推進を図るため、以下のとおり地域資源活用テーマの登録を申請します。

<p>テーマ</p>	<p>城をはじめとする歴史遺産を活かしたふれあいの里 自治会</p>
<p>地域資源活用の概要 (活用目的・理由等)</p>	<p>地域には、城をはじめとする史跡が数多く残っており、これらは後世に伝えていくべき地域の歴史遺産である。</p> <p>現在、地域は宅地造成が進み居住人口が増加した一方で、住民間のコミュニケーション活動が低下し、自治会の行事や祭事への参加・関心が低下している。このような時代的流れの中で、地域の特色ある歴史を次世代へ継承していくことが難しい状況となっている。</p> <p>このため、以下のような取り組みをとおして、地域住民皆が一緒に楽しみ、親睦を深める中で、地域の歴史を学び・伝えることにより、住民がその価値を再認識し、地域への愛着や一体感を醸成したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の歴史や史跡にまつわる講演会の開催</li> <li>2 史跡巡りのための遊歩道の整備</li> <li>3 遊歩道活用による史跡巡りイベントの開催</li> <li>4 地域の歴史をまとめた史跡マップの作成</li> </ol>

地域資源活用によるふるさとづくり計画	年次	計画概要		
	1年目	1 地域の歴史や史跡にまつわる講演会の開催 2 史跡巡りのための遊歩道の整備 3 遊歩道活用による史跡巡りイベントの開催		
	2年目	1 史跡巡りのための遊歩道の整備（案内看板の設置） 2 遊歩道活用による史跡巡りイベントの開催 3 史跡マップ作成に向けての資料研究		
	3年目	1 遊歩道活用による史跡巡りイベントの開催 2 地域の歴史をまとめた史跡マップの作成		
	4年目	・遊歩道活用による史跡巡りイベントの開催		
	5年目	・遊歩道活用による史跡巡りイベントの開催		
	6年目以降	・毎年、遊歩道活用による史跡巡りイベントを開催する		
テーマ決定会議	会議名	自治会定例役員会		
	決定日	平成 20 年 4 月 15 日		
	出席者	住 所		氏 名
		上田市	1111-1	真田 幸村
		上田市	2222-2	猿飛 佐助
		上田市	3333-3	霧隠 才蔵
		上田市	4444-4	穴山 小助
上田市	5555-5	根津 甚八		
上田市	6666-6	笥 十蔵		

## わがまち魅力アップ応援事業 Q & A

	設 問	回 答
1 全 般 的 事 項 に つ い て	<p>「個性あるふるさとづくり応援事業」(通称「ふるさとづくり事業」)、「特色あるまちづくり応援事業」(通称「まちづくり事業」)の補助制度とはどのようなものですか。</p>	<p>「ふるさとづくり事業」は、1自治会 1テーマの登録制で自治会が取り組む事業を対象とし、5年間で総額 150万円を上限に補助するものです。</p> <p>また、「まちづくり事業」は、5人以上の団体が取組み公益性的のある事業を対象とし、2年間で総額 100万円を上限に補助するものです。</p> <p>なお、公益性的の捉え方については、次の設問の回答を参考にしてください。</p>
	<p>「まちづくり事業」の対象となる「公益性的のある事業」とはどのような事業ですか。 (共益性と併せて回答)</p>	<p>「公益」や「共益」の捉え方については、様々な考え方がありますが、本制度においては以下のように捉えることとします。</p> <p>公益とは不特定多数の者の利益をいうことから、公益性的のある事業とはサービスの受益者が限定されることなく、一般に開放されている事業のことを言います。つまり、活動が申請団体の構成員内にとどまらず、広く多数の方が参加できる事業を公益性的のある事業と捉えます。</p> <p>それに対して、共益とは、例えば、農道の補修、自治会の文化祭やカラオケ同好会の発表会などのように受益者が団体構成員に限定されている形態のことで、自治会等の会員による相互互助的な活動のことを言います。つまり、活動が主として申請団体の構成員にとどまる事業を共益的な事業と捉えます。このような共益的な事業も「ふるさとづくり事業」では、補助対象とします。</p> <p>なお、自治会活動であっても自治会員に限定せずに参加者を広く募って行うイベントなどは、公益性的のある事業と言えます。</p>
	<p>「ふるさとづくり事業」は、継続して行う事業とのことですが、補助期間が終了すれば継続しにくいのではないですか。</p>	<p>そうしたことも考えられるため、一定の限度の範囲で備品の購入も補助対象とし、5年間で基盤づくりを行っていただき、5年目以降も事業を続けていただきたいというものです。</p>
	<p>複数年継続して実施する事業について、初年度において補助金の交付が決定した場合、補助期間内であれば、次年度以降も補助金が交付されると考えてもいいですか。</p>	<p>補助金は年度ごとの交付となるため、前年度交付事業でも、年度ごとに応募していただくこととなります。そのため、初年度に交付を受けた場合であっても、次年度以降も補助金の申請をしていただくこととなります。</p>

<p>事業の採択はどのようにするのですか。</p>	<p>各地域協議会事務局で書類選考を行った後、各地域協議会において申請団体の皆さんにプレゼンテーションをしていただき、地域協議会委員が事業の選考を行います。その後、市は各地域協議会から選考結果に基づき採択を決定します。</p>
<p>少額の補助については、手続き等を簡素化できませんか。</p>	<p>補助申請額が 5 万円以下の事業については、地域協議会におけるプレゼンテーションを省略し、事務局において書類選考により補助金の交付決定を行い、その結果を地域協議会へ報告します。(ただし、予算残額の状況で交付されない場合があります。)</p> <p>なお、提出していただく申請書類も一部省略化されます。</p>
<p>募集期間等から 4~5 月の事業実施が難しいと考えられますが、この期間に行う事業の取り扱いはどのように考えていますか。</p>	<p>本年度は、制度開始年度のため、募集期間を 4 月 1 日から 5 月 30 日までとしますが、次年度からは、4 月~5 月に行う事業も対象とするよう、募集期間や選考時期等を早める予定です。</p>

	設 問	回 答
<p>2 対象となる事業について</p>	<p>団体が毎年行っている継続事業についての補助は受けられますか。</p>	<p>継続事業であっても、過去に本制度による補助実績がない事業であれば対象となりますが、従来と同程度の事業内容は原則として対象になりません。グレードアップした内容であれば対象とします。</p> <p>なお、各地域で行っていた統合前の補助制度(「元気な地域づくり事業」(上田・武石地域)、「住民提案型事業」(下記 参照)、「丸子地域」(丸子地域)、「地域活動助成事業」(真田地域))による補助実績のある事業については、「ふるさとづくり事業」では対象となりますが、「まちづくり事業」では対象外となります。</p>
<p>過去に市や県・国等の他の制度による補助金の交付を受けたことがある事業の場合、補助は受けられますか。</p>	<p>過去に他の補助制度による補助金の交付を受けた事業であっても本制度による補助実績がない事業であれば対象となります。</p>	
<p>丸子地域の「住民提案型事業」の補助期間内の事業については、対象になりますか。</p>	<p>残りの期間を限度に対象とします。</p>	
<p>市のその他の補助金や国・県等の補助金も該当しそうですが、この補助金と併せて支援を受けることは可能ですか。</p>	<p>広く大勢の団体に利用していただくため、同一年度において他の補助金を受けているまたは受ける見込のある事業については、対象外となります。</p>	

<p>隔年で行うイベントなどの場合、2回目以降も補助の対象となりますか。</p>	<p>補助対象期間は連続して捉えることとしていません。</p> <p>隔年で行う事業の場合、「ふるさとづくり事業」は、補助期間が5年間のため、3回補助対象となりますが、「まちづくり事業」は、補助期間が2年間のため、1回限りの補助となります。</p>
<p>複数自治会が合同で行う事業は、「ふるさとづくり事業」の補助対象になりますか。</p>	<p>対象となります。</p> <p>「ふるさとづくり事業」には、単一自治会、複数自治会、地区自治会連合会の単位での申込みが可能です。</p> <p>なお、補助は1自治会1テーマによる事業に限ることとしていますが、過去に複数自治会の単位での補助実績がある自治会が、単一自治会として新たに別の事業の補助申請を行うことも可能です。(逆も同様です。)</p>
<p>「ふるさとづくり事業」を申請したいのですが、テーマは何でもいいのですか。</p>	<p>政治、イデオロギー、宗教、営利などを目的とする事業でなければ、有形・無形を問わず、地域資源のテーマとなります。</p> <p>ただし、テーマの決定にあたっては自治会内の合意が必要となります。</p>
<p>自治会では、社会福祉協議会の「地域ふれあい事業補助金」を利用し、交流会等の福祉事業を行っていますが、このような事業も対象となりますか。</p>	<p>同一年度に他の補助金を受けている、または受ける見込みのある事業については対象外になるため、「地域ふれあい事業補助金」との併用はできませんが、「地域ふれあい事業補助金」から本制度への移行は可能です。</p> <p>なお、食糧費に対する補助については、「地域ふれあい事業補助金」では対象となりますが、本制度では対象外となります。</p>
<p>「ふるさとづくり事業」は、分館交付金の交付を受けている事業と重複する場合が考えられますが、このような事業も対象となりますか。</p>	<p>分館が行う分館事業と自治会が行う「ふるさとづくり事業」では事業主体が違いますが、本制度では同一年度に他の制度の補助を受けている事業は対象外となります。そのため、自治会として本制度を利用する事業については、分館として交付金の交付は受けられなくなります。</p> <p>なお、食料費に対する補助については、分館交付金においては、対象となりますが、本制度では対象外となります。</p>

<p>自治会では地域のコミュニティの活性化にあたって、市から「コミュニティ活動交付金」の交付を受けていますが、「わがまち魅力アップ応援事業」と重複して、交付を受けられますか。</p>	<p>市から自治会に対しては、毎年、自治会の規模に応じて金額を算定し、「コミュニティ活動交付金」を交付しています。この交付金は「日常的で小規模な」コミュニティの活性化に活用していただくためのものです。</p> <p>これに対して、「わがまち魅力アップ応援事業」では、自治会が新たに事業を実施する場合や現在自治会が行っている事業に他の事業を加えるなどのグレードアップを行う場合にご利用いただくことを目的としており、重複はしないものです。</p>
<p>上田市外で上田市のPR活動を行いたいのですが、「まちづくり事業」の補助対象になりますか。</p>	<p>上田市外で行う事業であっても、観光PR等の上田市のまちづくりに結びつくと考えられる事業については「まちづくり事業」の区分で補助対象となります。</p> <p>ただし、この場合、PR活動に必要な冊子等の印刷製本費等は補助対象となりますが、団体構成員の旅費・交通費は原則対象外となります。</p>

	設 問	回 答
<p>3 補 助 対 象 経 費 に つ い て</p>	<p>「備品購入費」は対象経費になりますか。</p>	<p>本制度において補助対象となる備品とは、1個または1組の価格が3万円以上かつ5年以上使用する物品のことを言います。</p> <p>この制度は、備品購入への補助を主目的とはしていませんので、補助額は補助対象経費総額の1/5を上限とします。</p>
	<p>「委託費」は対象経費になりますか。</p>	<p>この事業は、基本的に市民の皆さんが、自分たちで直接まちづくりやふるさとづくりに取り組む場合に必要な経費を対象とし補助するものです。</p> <p>しかし、イベント舞台の電気工事など専門的な内容のものもありますので、委託費であっても補助対象経費総額の1/3を上限に補助します。</p>
	<p>講師等の宿泊費、交通費への補助額については、何か基準がありますか。</p>	<p>宿泊費については、上田市の基準により1人1泊9800円が上限となります。</p> <p>また、交通費については、電車、バス等の公共交通機関を利用する場合は、実費を補助しますが、講師等が自家用車等を利用する場合は、依頼団体と講師等との間で謝金により調整することとしてください。</p> <p>なお、実績報告の際、宿泊費については領収書の写し、交通費については利用交通機関の明細書を提出していただきます。</p>

<p>イベントを行う際に、ふるまい鍋等で来場者をもてなしたいのですが、食糧費は対象になりますか。</p>	<p>団体構成員やイベント参加者の弁当代等の食糧費については、原則対象外ですが、不特定多数の来場者をもてなすために行うふるまい鍋等の材料費については、原材料費の扱いで補助対象とします。</p>
--	--

	設 問	回 答
4 選考申込について	<p>申込先は事業実施地域の各地域協議会事務局とのことですが、全市が対象となる事業の場合は、どこに申し込むのですか。</p>	<p>地域の分類が難しい全市が対象となる事業については、政策企画局まちづくり協働課が申込窓口になります。</p> <p>なお、選考は地域協議会正副会長会が行います。</p>
	<p>選考申込書の作成にあたり、事前に準備しておくべきことはありますか。</p>	<p>事業を実施する地域の住民の皆さんや施設等に事前に了解を得ておいてください。</p> <p>また、印刷製本費 委託費 備品購入費及びその他単価が3万円以上の物品については、交付申請額と実績額の差がでないように収支予算書に見積書の添付が必要となりますので、事前に手配しておいてください。</p>
	<p>事業計画や選考申込書の作成にあたって、何か注意点はありますか。</p>	<p>事前に地域協議会事務局にお問合せのうえ作成してください。</p> <p>選考申込書は、地域協議会における選考用資料になるものですので、実際のプレゼンテーション等を想定のうえ作成していただくことをお奨めします。</p>
	<p>選考申込後の手続きの流れはどうなりますか。</p>	<p>地域協議会の開催が決まり次第、出席依頼を文書により通知します。</p> <p>また、選考結果や、補助金の交付決定、事業実施後の実績報告に基づく補助金の確定についても、文書により通知します。</p>

	設 問	回 答
5 事業の実施について	<p>事業にはいつから着手できますか？</p>	<p>補助金の交付が決定した後から着手していただきます。</p> <p>なお、選考結果の内定通知後、補助金交付申請書を提出していただき、その後、補助金交付決定を通知するため、選考から交付決定までの手続には多少期間を要します。そのため、お急ぎの場合は、地域協議会にご相談ください。</p>

	<p>当面の資金が団体にないため、事業の実施ができない場合は、どうすればよいですか。</p>	<p>補助金の交付は原則として事業実施後に実績報告書に基づき行うことになっていますが、団体の事情によっては、概算払いにより補助申請額の 80% を上限に前払いが可能ですので、所定の手続きを行ってください。</p> <p>なお、決算時の補助対象経費が概算払額を下回った場合には、残余金は返還していただくことになります。</p>
	<p>事業の実施中は、市に報告を行う必要はありますか。</p>	<p>事業実施中は特に報告の必要はありません。</p>
	<p>事業を広く市民に周知したいと思っていますが、どうしたらよいですか。</p>	<p>市の広報等での PR が可能ですので、実施の 1 ヶ月半前までに市に連絡してください。</p> <p>なお、実施にあたり作成する印刷物等（チラシ・ポスター・ガイドブック等）には、「平成年度わがまち魅力アップ応援事業」と表記してください。</p>
	<p>事業内容を変更したい場合や中止したい場合はどうすればよいですか。</p>	<p>やむを得ず変更・中止をする場合は、所定の申請書（変更承認申請書・申請取下げ書）の提出が必要となるため、申請先の各地域協議会事務局にご相談ください。</p> <p>事業規模の縮小等により補助対象経費が 20% 以上減額となる場合は、変更承認申請書の提出が必要となります。</p> <p>なお、事業費が増額となる場合は交付決定額の変更はありませんので、変更承認申請書の提出は不要です。</p>
	<p>事業を実施するにあたり、何か注意点はありますか。</p>	<p>事業の実施状況を確認できるよう、記録写真を撮っておいてください。</p> <p>また、原則、補助対象経費に関わる全ての領収書の写しを提出していただきますので、領収書は保管し、費目ごとに整理しておいてください。</p>

	設 問	回 答
<p>6 事業 実施 後</p>	<p>実績報告の段階で、補助対象経費が補助金交付決定額を超えてしまった場合、不足分は補填してもらえますか。</p>	<p>補助金は、補助金交付決定額が上限となりますので、不足分の交付は行いません。</p> <p>なお、この場合は、書類手続上は、実績報告書での対応になります。</p>

<p>参加者負担金・寄付金等を徴収する場合に、補助金交付決定時の予算よりも決算時の収入が増えた場合は、補助金の交付金額は減額になりますか</p>	<p>減額となります。 補助金交付額は、決算時の支出額から参加者負担金等の特定財源額を控除したうちの補助対象経費分になります。</p>
<p>事業報告会もあると聞きましたが、その概要について教えてください。</p>	<p>丸子地域の「住民提案型事業」では、事業報告会を行っており、地元住民の皆さんへのPR等に変役立っています。 こうした点を踏まえると必要なことと考えますが、開催については、地域協議会ごとの判断によることとします。</p>
<p>実績報告の際、原則補助対象経費に関わる全ての領収書の写しを提出する必要があるとのことですが、講師等への謝金も同様ですか。</p>	<p>講師等の謝金についても原則として領収書を受領していただきますが、領収書を受領が難しい場合は、領収書の写しに替えて支払証明書を提出していただきます。(領収書を受領が難しい理由を明記してください。) また、講師等の交通費については、公共交通機関を利用する場合は、利用交通機関の明細書を提出ください。 なお、講師等が自家用車等を利用する場合は、謝金により調整することとさせていただきます。</p>

以上の内容については、予告なく変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。